

第2回療育推進事業検討会会議録

日 時 平成26年5月22日(木)

午前10時～12時

場 所 教育研究所 研修室

・出席者

友野京子メンバー 加藤暁子メンバー 中野由美子メンバー 小林倫メンバー
重松美智子メンバー 鈴木浩之メンバー 中村妙子メンバー 早川伸之メンバー
柳原正廣メンバー 角野禎子アドバイザー

・欠席者

山本啓一メンバー

・小川基本構想アドバイザー

・事務局

和田福祉部長 新倉障がい福祉課長 雲林障がい福祉課係長
伊達障がい福祉課係員

・傍聴(2名)

1. 開 会

2. 検討テーマ「(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)」

3. その他

4. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 それでは、定刻過ぎてしまいました。これより平成26年度第2回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、場所も変わりました。実際の現場を少し見ていただきながらということで、遠いところすみません、ありがとうございます。

本日は、山本様から御欠席の連絡をいただきまして、児童相談所の鈴木様が少し遅れていらっしゃるという連絡をいただいております。

お配りさせていただいております資料1の検討会の名簿にもございますが、逗子市の教育部の柳原が今回から新たにメンバーに加わっていただくこととなっております。まず、柳原課長から一言。

【柳原メンバー】 教育委員会学校教育課の柳原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。療育・教育の総合センターですので、教育の部分から早川研究所長が出ていますけれども、学校現場の要望等もあるかと思っておりますので、その辺のところを勘案しながら参加させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 同じく4月から鎌倉保健福祉事務所の後任のメンバーをとお願いをいたしました重松保健福祉課長さんは前回御欠席でしたので、今回御出席いただけたということで一言御挨拶をいただければと思います。

【重松メンバー】 鎌倉保健福祉事務所の保健福祉課長の重松と申します。よろしくお願いいたします。4月に異動してまいりまして、4月からということで第1回目のときには欠席して申し訳ございませんでした。これからよろしくお願いいたします。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、続きまして、お手元にお配りいたしました資料の御案内をさせていただきます。

【伊達障がい福祉課係員】 それでは、お手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第というところでA4の1枚に続きまして、資料1といたしまして検討会の名簿、資料2といたしまして、前回の御意見を踏まえ修正いたしました基本構想・整備計画（案）、以上となっております。不足等ございましたら事務局までお知らせください。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って説明させていただきます。

傍聴の方は本日いらっしゃいませんので、このまま進めさせていただきます。少し御希望があるような御連絡もいただいておりますので、途中で場合によっては傍聴者の方がいらっしゃるかもしれませんけれども、御了解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って説明させていただきます。次第の2の検討テーマに入らせていただきます。今回のテーマは前回に引き続きまして、「（仮称）療育・教育の総合センター基本構想・整備計画」の案についてとなります。

資料2を御覧ください。事務局から説明させていただきます。

【雲林障がい福祉課係長】 障がい福祉課の雲林のほうから御説明させていただきます。これから御説明させていただく内容につきましては、前回基本構想・整備計画（案）についてということで、御意見をいただいておりますので、その御意見をもとに修正させていただいた部分について主となります。今後、パブリックコメントが6月2日から予定しておりますけれども、パブリックコメントまでの間に検討会を開催しまして、事前に提案を示すことができませんので、郵送にさせていただく形になると思うのですが、本日は出していただいた御意見をもとにまとめていく方法で進めさせていただけたらと考えております。

さらに、前回の御意見の中でいただきました菊池ビルからの経緯につきましては、本構想案でも記載はないですけれども、今後実施するパブリックコメントによって説明の中で触れさせていただきたいと考えております。

まず、開いていただいて目次のところでは、訂正させていただいている分につきましては、下線が引いてございます。第2章の2で、逗子市の通園事業について、ということと、第4章の資料の中で、3番に平成23年度に作成いたしました療育推進事業検討報告書を入れさせていただきます。

6ページに移らせていただきまして、1番、逗子市の人口の動きというところで、前回、どういふことを言いたいのかというところが少しわかりにくい、わからないということでしたので、まず1番の（1）と（2）の表については、18歳未満のお子さんの市の総人口に占める割合と近年の推移についての御説明をさせていただきます。

7ページのほうにつきましては、（3）18歳未満の障がい者手帳所持者数というところで、障害者手帳を所持しているお子さんの人口に占める割合と近年の数字について説明させていた

だいております。さらに（４）のほうでは、各年齢ごとの出生数に対する母子保健経過観察児の割合、各年齢ごとの出生数に対する１回でも利用したことがあるお子さんの割合、さらに小学校を選択する際の傾向、地域の小学校を希望する傾向が強いなどの説明を書き加えさせていただきます。

８ページは先ほどの逗子市の通園事業ということで、事業をタイトルに付け加えさせていただきました。

９ページに移りまして、（４）のところでこちら下線部の説明につきましては、８ページの表のタイトル、未就学児数ととらえています１歳から年長さんまでの122人の未就学児に対する割合が4.7%ですけれども、そこで対比している文部科学省の調査において、つかんでいる数字にこれまで載せていた数字にさらに特別支援学級、さらに通級指導を利用しているお子さんの割合も含めて、相談室や通園事業とかかわりがあるお子さんとの比較において、なるべく整合性を高めた説明とさせていただきます。

それから、11ページで、１の（１）子育て支援の充実というところのメンタルサポートとありまして、12ページの（２）の療育機能の充実、②もメンタルサポートとあるんですけれども、こちらは前回のメンタルヘルスへの配慮という言葉が少しわかりにくいということでしたので、御家族の不安感や葛藤に対するメンタルサポートという意味でこちらの表現にさせていただきます。

それから、12ページの（１）相談機能の充実というところでは、①と②にもともと療育・教育の総合センターという書き方をしていたんですけれども、前回の御説明の中で、仮称ですが、こども発達支援センターについての御説明になっていますので、こども発達支援センターという表現に置き換えまして、また（１）の①の２行目に、課題を解決できる体制づくりを行うという表現もあったんですけれども、こちらを課題ではなく相談内容という表現に改めさせていただきます。同じ①の下から３行目のところに役割分担の前提として、療育と教育の連携があると、それは基本であることを入れさせていただきます。

（２）の療育機能の充実の①では、家庭での療育という表現をさせていただいたのですが、家庭での養育の方が適切だろうということで、これも改めさせていただきます。

13ページに移りまして、（仮称）こども発達支援センターでの支援という表現に変えていますけれども、13ページの相談機能に関する支援というところでは、今までは（１）の４行の説

明書きだけだったんですけれども、より具体的な説明とするために、今回追加させていただいた平成23年度に作成しました検討報告書の取組の方向性という部分の内容を具体性を持たせて盛り込みました。

具体的には、(1)の相談体制の充実のところ、アセスメントや家族と支援者で共有できる機会をつくり出すというところ。②で継続的な支援のためのツールとして保護者さんが主体となって作成する子育てファイル、これも仮称ですけれども、導入を検討していきます。③で、相談しやすい環境づくりというところでは、市や保健センターだけでなく、子育て支援センター、ほっとスペースなどの出張相談窓口を開設していく。④においてはホームページや勉強会などの情報センター機能としての情報発信ということをやっております。

それから、(2)の関係機関との連携というところでは、巡回相談などによって、保育園、幼稚園、学校などと連携をしていくという点と関係機関による担当者会議などをコーディネートする機能についても述べています。

それから、(3)の地域の関係機関支援の強化というところでは、①のところスーパーバイズの実施、支援者支援という部分も含めて専門研修などの研修会を開催するというところも出ています。

(4)の市民理解の促進というところでは、御家族だけにとどまらず、広く市民に対して啓蒙、啓発を推進する勉強会や講座などの開催などについて説明しています。

15ページのほうにまいりまして、(1)と(2)の※のところ、センターに通園するお子さんについて、対象について述べている部分になっているんですけれども、少し表現がわかりにくいということでしたので、計画的な療育の必要な方が対象ということ、それは残しつつ15ページ中段から下のところ、注意書きとして、家族のレスパイトや就労のための預かりを目的とした利用は対象外という表記を追加させていただきました。

16ページのところでは、2つございまして、このこども発達支援センターと相談支援事業所との連携の矢印の部分で、センターから相談支援事業所への矢印はあったんですけれども、相談支援事業所から障害児支援利用計画を作成と帰ってくるほうがなかったので、それを入れさせていただいて、教育研究所が抜けていましたので、教育研究所との連携部分を入れさせていただきます。

18ページ、イメージ図なんですけれども、前回のイメージ図から御助言をいただいて、例え

ば1階に初期の相談ができるスペース、ここでは相談室①と書いてありますけれども、そういうスペースをつくったりですとか、1階の下のほうに遊戯室のほかにここでPT、OTの訓練をやっていけるスペースをつくる、としております。

2階のほうでは、トイレの位置、トイレトレーニングのできるトイレの位置を指導訓練室のほうから使いやすい配置にさせていただいているとか。相談室②、③と配置させていただいて、検査室や経過観察室のビデオモニター視聴を想定したような配置にさせていただいております。

そうは言っても、これも今後の詳細設計の過程で変更される場合があると入れさせていただいております。

22ページのほうで、今回学校教育課の柳原課長に参加していただいておりますので、名簿のほうを修正させていただいております。

前回の御意見をもとにしました修正点としては以上になっておりますので、また御意見を願いたします。

【新倉障がい福祉課長】 事務局のほうから前回の御意見を踏まえた変更点等について説明させていただきましたが、その部分に関して、1章ずつ御意見をいただきながら、次回のパブリックコメントに向けて、案ということになりますので、その御意見をまとめながら御説明させていただければと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

では、1章の部分については、特にこちらのほうから御説明をする変更点はないんですけれども、皆様方から、改めてということがございましたら、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中野メンバー】 最初から少し気になっていたんですけれども、これはパブリックコメントに出すのに、療育と教育の総合センターの基本構想・整備計画の案ですよね。それで序のところ、総合センターのあり方というので、3階に教育研究所があるところに、1、2階をこども発達支援センターにするということが書いてあって、あり方というのが、建物の説明でいいのかなというのと、第1章に入って、4ページの2番のところで、基本構想・整備計画の策定の目的となっていて、目的は最初の1段落、とにかく療育を何とかしなければいけないということで長年会議を積み重ねてきて、ようやくこれができるという、私たちとしては長年の願いがようやく叶うというところで、ここはすごく強く言いたいというか、これでやっとならぬんだみたいなことがあってほしかったのだけれど、何となくその下のほうに青少年会館の地図が

載って、建物がこうなります、ここに場所ができます、というので策定の目的というのが何か場所みたいな気がして、青少年会館に移ったことをまだこだわっているわけではないんですけども、何となく序のところとせっかくこの場所というふうになっているのだったら、この地図は序に持ってきて、この策定の目的はやはり長年こうしたいといろいろみんな考えてきたことをようやくこれで目的として策定していくんだというようなことを少し言っていただきたいなというような、そのほうが何となく説得力があるかなと。何となくこの場所のことが2回も出てきて、何となく少し私としてはここに「あれっ」という感じがいたしました。すみません。

やはり市民の皆さんが見て、何でこの青少年会館の1、2階をこども発達支援センターにしなければいけないのか。そういうのが何で今の福祉会館では駄目なのか。そういうのがもう少しわかっていたらいいような目的というのを書いていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

【雲林障がい福祉課係長】 多分、目的というところはあまりにも薄いというのがあって、今回付け加えさせていただいた平成23年度で作成しました検討報告書の中で療育事業の基本方針策定ですとか、委員会の設置、協議の柱のあたりにあります、なぜ必要かというのを書いた部分をこちらに書いたほうがいいのかなと思います。

【中野メンバー】 せっかく長い間検討会やってきて、検討報告書も出ているのですから、その中間報告ではなくて、23年度の検討報告、後ろにもついているんですけども、やはりそれを踏まえての今度これができるんだという、もう少し書いていただきたいなという気がいたします。

【和田福祉部長】 目的に書くというよりも、検討の経緯のお話かと思いますので、ここに最終的に至った経緯がもう少しあったほうがいいという御趣旨で。

【中野メンバー】 検討の流れというのは3番にありますよね。それで検討した結果がその後の細かい具体案みたいなところで、ちゃんと入ってはいるんですけど、ただ何となく一番最初の策定の目的ですから、何か青少年会館の場所の地図がこんなに大きくなるよりは、もう少し、何となく目的、ちゃんと書いてはあるんですよ、今後法制度が変わっても障がいのある子どもとかその家族が安心して支援を受けられるようにこういうものをつくるんだとは書いてあるんですけども、なお設置場所はということで終わっているんで、こっちがメインのような、

設置場所を目的としているのがメインに見えるような、ひがみ根性でしょうか、私の、そんな感じがしたものですから、何となく序のところのあり方とあって、建物のことになっているので、その辺をもう少しまくいかないのかなって。

【和田福祉部長】 序の部分のタイトルが、確かにあり方について、少しどうかなという気が、御指摘をもらいますと少し……。

【中野メンバー】 あり方、これは建物の総称をこれにしますということであって、あり方というのは……。

【和田福祉部長】 あり方、とってもいいかなと思いますね。ここにあわせて地図を入れればいいのかなというところかなと。

それから、最終的にこの場所で実施という経緯をもう少し肉付けをする形で、検討の流れのところ少し厚くするような、そんなイメージでいかがでしょうか。

【中野メンバー】 そうですね。

【和田福祉部長】 じゃ、そのように少し。

【中野メンバー】 細かいあれで申し訳ないです。

【和田福祉部長】 ほかによろしいですか。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか。では、今の部分についてはもう一度こちらのほうで整理させていただいて。

【和田福祉部長】 という形でよろしゅうございますでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 では、1章、ほかに御意見等はございますでしょうか。

もし、ございませんようでしたら2章のほうに移らせていただきます。2章の障がい児の現状という部分に入っていきますが、この辺は表記の仕方を若干変えさせていただきまして、現状についてわかりやすいようにということで、変えさせていただいた部分なんですけれども、この中で何か特に、まだこれでは読み取りが難しいとか、そういったことでも結構ですので、御意見等がございましたら。よろしいでしょうか。

では、先に進ませていただきまして、また戻って気がついたところがあれば、その都度言っていただければ結構ですので進めさせていただきます。

次、第3章、11ページからになりますが、(仮称)こども発達支援センターの基本方針につきまして、こちら御意見を踏まえて変更させていただいた部分とあとは細かく進める事業の内

容を少し具体的に記載させていただいた部分なのですが、こちらにつきまして御意見等がございましたらお願いいたします。

【中野メンバー】 すみません、何だか細かいつつこみばかり言って申し訳ないんですけども、14ページの真ん中あたり、3番の①、地域関係機関に対するスーパーバイズということで、連携可能な各機関について役割等の情報、その役割というのが少し意味がよくわからないなど思いまして。

【雲林障がい福祉課係長】 幼稚園、保育園の先生方も、どういったところに連携していったらいいか、なかなかすべてつかみ切れてないところの声もございましたので、検討報告書をつくっていく際に、検討会の中でそれぞれどういう場合にはどういう連携機関があるのかとか、そこでどういったことを担当しているのかという役割も知ってもらった上で、いろいろ会議とか、こうしていこうとかというつながりをつくっていったほうがいいのではないかという声がありましたので、そういった意味でこの機関はこんなことをやっているのだよというような情報提供を細かくしていこうということが主です。

【中野メンバー】 わかりました。だったら、連携可能な各機関の役割等について、とかのほうが少しわかるかなという気がしました。

あともう1ついいですか。その下の4番の市民理解のところなんですけれども、3行目の家族が相談しやすい環境づくりと書いてあるんですけれども、何となくわかるんです。地域の人に支えてもらわなければいけない。家族が隣近所の人に何か相談とか持ちかければいいんでしようけれども、いきなり今まで、左ページでも相談体制のことで、相談、相談とっていて、ここにも相談と出てくると何となくそれと同じような相談のイメージができるのだけれども、この場合というのは、家族が地域の人と人並みの人付き合い、御近所付き合いをして孤立しないとか、そういうようなことを言っているのではないかなと。いきなり近所の人に相談というのもあり得ないと思うのですよね。それよりは普通に付き合える、困ったときに少し助けてとか、そういう関係のことではないかと思うので、相談しやすい環境づくりというよりもっといい言葉がないのかなと思うのですね。

【新倉障がい福祉課係長】 この部分の中野さんがおっしゃったような意味で記載させていただいていますので、その点に関しては受け止め側が今の中野さんの御説明のように理解していただかないと記載している意味がなくなってしまうと思いますので、そういったいい表現があれ

ば変更させていただきますが。いかがでしょうか。

【和田福祉部長】 いかがでしょうか。この記述なくてもいいような気が。

【小川基本構想アドバイザー】 そこを抜いて、「また」も抜いて、その「また」以下の市民全体でというふうに直接つなげたほうが市民全体で受け止めていくというインパクトはある意味文章的には逆に出てくるかなという感じがしました。

【新倉障がい福祉課長】 そうしましたら、アドバイザーの話のように、啓蒙啓発を積極的に進め、それ以降を削除させていただいて、直接市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指しますというような記載に修正させていただくということによろしいでしょうか。

【小川基本構想アドバイザー】 物足りなさが。

【中野メンバー】 せっかく書いていただいたのにもったいなかったかなと。私ので削除されてしまうのかなというのも少し思ったんですけども、なくても確かに意味はわかる。

【小川基本構想アドバイザー】 逆にわかりやすさが出るのではないかなと思いましたが。

ついでで、先ほどの(3)の①のところなんですけれども、もう少し踏み込んだ形にすると、全体を残して、スーパーバイズし、まではいいんですけれども、地域の関係機関が効果的にあるいは有機的にとか、効果的に連携できるような情報提供、コーディネートという言葉、情報提供、コーディネートを行いますとしたほうが、もう少し地域の関係機関支援の強化というところで連携、ネットワークまでいくかどうかというのは少し微妙なところなんですけれども、少なくともコーディネートぐらいは入れておいてもいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか。

【和田福祉部長】 スーパーバイズは、そういうことです。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね、はい。

【雲林障がい福祉課係長】 そうすると前段のスーパーバイズし、というのはそのままにしておいて、地域の関係機関が有機的に連携可能となるようコーディネートしていきます。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。情報提供は……コーディネートしていきますというような感じだといいかも、もう少し踏み込んだ形に。

【新倉障がい福祉課長】 では今の形で、修正をさせていただくようにいたします。ありがと

うございます。

ほかに。

【中村メンバー】 16ページの図について伺いたいのですが、13ページのところに特に母子保健のほうから3-1の(1)の③相談しやすい環境づくりということが書かれていて、保護者の方が揺れ動いている段階という言葉があるのですが、その後、この図を見ますと、連携と書いてあって、いきなり相談窓口とは書いてあるものの、児童発達支援と放課後等デイサービスがドーンと真ん中にありまして、相談機能はどこが持っているのかがわからないんですね。

それで、相談というのが結構メインで、いきなり児童発達支援に、法定給付に入るのではなく、まずは「どうなんだろうね」、「どうなんだろう、こういうことしたいよね」、「こういうこと調べたいよね」ということは受ける受け皿はないのかなというふうにこの表からは見えるんですが、この縁の部分が相談なのかなと思ったんですけども、連携の隣の縁の部分がそうなら相談と入れていただきたいし、どこかここに至る前の何か受けはないのかなと、いきなり法定給付に入るのか。

【新倉障がい福祉課長】 今おっしゃっていた縁の部分という、グレーの濃い部分のことをおっしゃっていますよね。

【中村メンバー】 いきなり児童発達支援ではなく、その手前。

【新倉障がい福祉課長】 その大枠がこども発達支援センターということで、多分、今おっしゃられているということはわかりにくいんだろうなと思いますので、ここの部分はもう少しわかりやすく修正をさせていただきます。相談窓口と書いてあるように0歳から18歳までということで、そのすべてが一応相談窓口ということで受けられる体制というのが一番大枠にあって、その中で必要な場合は児童発達支援、放課後等デイサービスとなりますので、ここの絵については、少し工夫をさせていただきます。

【中村メンバー】 そうするともう1つよろしいでしょうか。その家族支援と地域支援と医療的ケアは必ずしも法定給付を受けている方たちだけではなく、ほかの方も多分受けられることだと思うんですね。そうすると、児童発達支援と放課後等デイサービスがここに1つ、これを通らないとこっちへ行かれないように見えるんですよね。次のステップには。

児童発達支援の相談窓口にこれだと見えますし、プラスこの児童発達支援が放課後等デイサービスを受けないと家族の支援や地域支援、医療的ケアなどが受けられないかのように見える

ので、これは四角の小さな枠でいいのではないかなど。それで、ほかの黒い帯のところは相談全体、総括的に相談を受けるというふうに考えていらっしゃるのか。このサービスを提供するのがメインですというふうに考えるのかが少しよくわからない。

【新倉障がい福祉課長】 もともと相談がメインの機関ですので、それに加えて中重度のお子さんの児童発達支援とか放課後等デイサービスをやっていくということになりますので、ここは変わりはありません。

【雲林障がい福祉課係長】 これ縦系列に年齢になってしまっているの、児童発達支援が0歳から6歳のところに、6歳からそれ以降は、放課後等デイサービスがありますが、そうすると確かに誤解を受ける部分もあるので、一番上のところに相談窓口というところで入口を設けて、その児童発達支援、放課後等デイサービスはもう少し下のほうに下ろして行って、家族支援、地域支援、そういったサービスの充実の部分と合わせるような形で、もう少し工夫して、あまり児童発達支援、放課後等デイサービスというイメージを受けたくないような形で、いろいろなサービスの中の1つであるという形に工夫させていただきます。

【新倉障がい福祉課長】 左側に地域の関係機関など、母子保健から並んでいる表が、そこも少し年齢を追った形で記載しているもので、それに合わせて今お話ししたような形で並べてしまっているの、ここは少し工夫をさせていただいて、また対応させていただきたいと思えます。

【加藤メンバー】 同じ16ページの表なんですけれども、やはりパッと見て、全然わかりにくいという、「えっ」っていう感じですよ。知っている私たちが見てもわかりにくいので、多分パブリックコメントとかで見た人はすごくわかりにくいのではないかと思うのですが、縦の年齢、母子保健とか子ども相談とかあるところで、幼稚園と小学校とか、そっちもずっと連携して流れていくべきなので、そこで切っちゃうのはどうかなとは思いますが。幼稚園から小学校にあがるときは、教育研究所に相談したりとか、そういうところも入ってくると思うので、そこをブチッと年齢で切っちゃわないほうがなんかいいような気がするんですけど。

【雲林障がい福祉課係長】 矢印でつなぐのを。

【加藤メンバー】 ブチッと切れちゃっている感じなので、そこが連携がうまくいかなかったらどうしようとか、やはり親としては思いますので。

【和田福祉部長】 結構、連携というのがどんな福祉の事業でもありまして、フローにして矢

印をたくさん入れますと結局わかりづらくなって、というのがありますがけれども、御指摘を踏まえてできる限り直したいと思います。

【角野アドバイザー】 15ページの医療に関する支援のところ、児童精神科医と整形外科医と規定をなさるけど、発達障害はこういう科を選んでいませんよね。例えば専門医にするとか、嘱託医にするとか。整形外科は昔から整形外科医というふうに必ずお思いになるけれど、整形外科というところが今、肢体不自由に関して全部やるかというのとやらないですよ。ですから非常に範囲が広がって、皆さん専門化しているから、科を設定してしまうと。

【和田福祉部長】 専門医みたいな言い方でいいですよ。

【新倉障がい福祉課長】 この部分に関しては専門医というふうに。

【角野アドバイザー】 そうしていただいたほうが。

【新倉障がい福祉課長】 今まで児童精神科の先生と整形外科の先生と。

【角野アドバイザー】 ですから、児童精神科の先生も専門医だし、整形外科の先生も専門医で、専門医というふうに。

【新倉障がい福祉課長】 では、専門医というふうに表現を変えさせていただきます。ありがとうございます。

【早川メンバー】 12ページのところ、2番の(1)相談機能の充実の①の下から2行目の部分なんですけれども、地域家庭の相談に対応し、こども発達支援センターは、学校教育の相談は教育研究所へつなぐことで役割分担というような表現になっていますけれども、実質、学校教育の相談というのは非常に幅広くて、例えば学校教育の問題が不登校を指しているとか、不登校は結果なので、例えばその原因が発達障害ということがある場合もありますので、そういうのが非常に多く絡んでくるとしたら、発達支援センターもかかわることになりますよね。なので、ここは少しその辺で誤解を受けやすいところなので、役割分担を強調しないで、下から3行目の、療育と教育の連携を基本にを、例えば消して、(仮称)こども発達支援センターは地域、家庭、学校、教育研究所と連携しながら支援を進めていきますとかというふうにしたほうが、誤解を受けなくていいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 今の御意見ですと、療育と教育の連携を基本にということ削除するということですか。

【早川メンバー】 それを具体的に言えばいいのかなと。役割分担が強調されて、ここでは。

連携のほうを主に書いたほうが誤解は避けられるのかなど。だからこの文章、学校教育の相談なんて一体何を指しているのかがよくわからないんですよ。しかも問題が複合化していますんで、今。学校も家庭も地域も絡んで、しかも発達障害も絡んでいるというようなケースも多々あるので、役割分担というよりも連携して、支援するということでしょうから、そういうことで書かれたほうがいいのではないかなど。

【雲林障がい福祉課係長】 そうすると、なおの後ですけれども、学齢期の相談については、こども発達支援センターは、教育研究所と連携しながら、連携しつつ必要に応じて役割を分担していきますとか、そういう表現でしょうか。ここで何をどっちかとかというのは。

【早川メンバー】 そうですね、あまり特定しないほうがいいかなと思いますので。だから、家庭の相談という場合、家庭の相談の中には学校の相談も含まれるので、学校での子どもの問題行動ですとか、課題、そういうのもあると思います。地域家庭との相談と学校教育の相談はあまり明確に分けられないかなということだと思いますので、ここはあまりそうやって区別しないほうがいいのかなということなんですけど。

【新倉障がい福祉課長】 ここをこう記載させていただいた意図としては、学校で複合的に問題がある中で、ここは学校でやる部分で、ここはやはりこども発達支援センターでやる部分ということを教育でやる部分と福祉でやる部分ということをわかりやすく表現したいという意図で、そこはそういう記載をさせていただいたと思うのですが、そこを市民の方にも知っていただきたいということで、少しこういう記載の仕方をさせていただいているんですが。

【早川メンバー】 狙いはわかりますよ。ただ、学校教育の相談というと、市民から見たら何を指しているのかがよくわからなくなっちゃうということですね。

【新倉障がい福祉課長】 学校の中で解決すべき相談かどうか、分けられないという。

【中野メンバー】 本来、相談、これ前回もたしか問題にして、私もこの役割分担しますということは気にはなっていたんですけどもね。

【中村メンバー】 実例がありますけれども、有機的につなぎたいのか、それとも役割分担を明確にして、それぞれの責任を果たしたいのか、どちらか旗色をはっきりしないと、教育の方たちは難しいなと思うのは、教育の問題といっても、学校内で問題行動が起きている場合というのは、家庭の問題、親の疾病の問題、メンタルもそうです、あとはお子さん自身の特性、ある意味障がいがあったりというふうなことが、それこそ先ほどのお話ではないですけど、有機

的にごちゃごちゃとなっていて、学校だけ、毎日学校に来ましょうね、と言えば済むということは、もう既にやっつけちゃってるんですね。そうすると、みんなできることは何かかなというふうに集まって家庭の状況はこんなです。サービスの状況はこんなになっています、親は少し具合悪くてここの病院にかかっています。みんな持ち合って、お子さんにとって最適なことは何かということをお話していくのが有機的なつながりだと思っています。

ある意味、一歩よその持ち場に、少し、半歩くらい入るくらいじゃないと、必ずスポットができると思うのですよ。隙間ができてくると思うのです。なのでそこを有機的につないでいこうねということをかたや言うのであれば、多分先生のおっしゃるように、「学校来ないんですね、学校教育課に行ってください」みたいな話ではないよね、というところだと思うので、そこをきちんと今やっているような、既にできている会議もありますので、結果的に不適切な養育で御飯を食べさせなかったりとかなんてやったりということだって出てくるわけなんで、そこは切っても切れないから難しいと思うのですが、そこをどういうふうにあらわすかというのが工夫する必要があるのでは。

【新倉障がい福祉課長】 それが大前提ですので、出だしのところで、学齢期も含めワンストップで相談受付ということに記載させていただいた上で、13ページに、相談体制の充実の①のような感じで、アセスメントしながら、共有して支援するという、そういうつながりと考えてはいますが、使われにくいのが一番困ってしまうので。

【和田福祉部長】 連携を前面に出して、連携と役割分担は相反するようではすけれども、実は役割分担をしなければ進まないというのがありますから、ただ印象として切れるようなイメージがあるのであれば、表現は少し考えなければいけないかなというところだと思います。

ぱったり切るつもりは毛頭なくて、まさしく有機的に、ここで実施する契機にもなったくらいに、教育研究所が共存状態にいるということですから、もちろん連携が主ということだと思います。そういう意味では、役割分担というのは言わずもがなというところかもしれません。連携を強調して。

【重松メンバー】 前回の話し合いがわからないのですが、パッと拝見したときに、一番上にあるワンストップでの相談受付が可能だというところがすごく強調される文章なのかなと拝見したんですね。そうしますとやはり一番下にある役割分担とか、学齢期の相談についてとなると、少しワンストップという言葉と逆接するような言葉のように見受けられるので、そうしま

すと下から保護者の幅広いニーズに応じることを可能にしますという言葉で切ってしまったほうが、ここの重点的に取り組む事項の相談機能の充実というところに通じる言葉なのかなと拝見いたしました。

2番のところは、情報センターとしての位置づけですとか、スーパーバイズの機能がありますというところを要点よくまとめているので、あえてここに役割分担を入れる必要はないのではないかなと感じたところです。

あと逆に今回、16ページの図の中に、教育研究所との連携という部分を加えたというお話だったんですが、やはりこの構想自体が教育研究所との連携というところがすごくメインになっていると感じているんですけれども、こども発達支援センターでの支援というところの文章の中に教育研究所との連携という部分が表現がされていないのかなというところがありまして、この中でもっと、今回連携するというのが建物だけではなく、機能的にも連携するというのが文章で載っていると、教育研究所との役割とか連携のあり方がここで見えてくるので、その中で役割分担だとか、何かがあると表現的にわかりやすいなと思ったんですが。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますので。

【和田福祉部長】 今の御主旨ですと、12ページの重点的に取り組む事項に、1つ教育との連携を頭出ししてもいいくらいではないかという主旨になりますか。

【重松メンバー】 ①のところは、これは共通すべきところはワンストップと相談受付が可能というところが充実の部分であるとする、教育との連携とかそういったことではなく、ここではとにかく、ここにワンストップ……。

【和田福祉部長】 4番目に教育との連携を。

【重松メンバー】 それが必要なかどうかですが、その後の13ページ以降のこども発達支援センターでの支援というところの中に、教育研究所という言葉が出ていないなというのがありまして、いろいろなところで連携というのが、学校とか保育園とかは出てきているんですけれども、教育研究所という言葉が少し見受けられない……。

【雲林障がい福祉課係長】 相談機能の①のところから、なお書き以降というのは除いてもいいかもしれませんが、14ページの(2)の関係機関との連携の①、②は2つ関係ありますが、③にするのか別としても、頭出しとして学校教育の相談については教育研究所と連携して進めていきますというようなものがあったらいいのではないかと。

【重松メンバー】 この連携という、この建物だけではないという部分が印象的なところで、イメージ的にどういう形の連携の仕方があるのかなというものが少し。

【和田福祉部長】 教育との連携の部分につきましては、相談機能の充実と療育機能の充実で、それぞれ連携の記述を溶け込ませているといいますか、触れているというところなんです。1つは、こども発達支援センターと教育研究所の連携ということがあると思います。それから、研究所と学校との連携というのが1つ出てきて、その辺は（1）と（2）で記述しているという狙いがあったということです。それが溶け込んでいるので、インパクトに欠けるというところであれば、また少し記載のほうを考えなければいけないのかなという気がします。

【新倉障がい福祉課長】 教育と表現しているところは、教育研究所との連携であったり、今、部長が説明させていただいたような研究所と学校との連携であったりという全部を含めて教育との連携というような表現になってしまっていたと思いますので、少しこれは整理させていただくということで、どうですか。

【伊達障がい福祉課係員】 療育と教育の連携という言葉については、それぞれ入れさせていただいて、その教育という広い意味の中で、その中の1つとして教育研究所も含んでいるという主旨で記載させていただいているところがございます。教育の中の1つとして教育研究所の連携というところで記載しております。

【新倉障がい福祉課長】 ここでせつかくこの中で一緒になったのであるから、そのところを少し強調してもいいのではないのかという御意見だと思いますので、少しお時間をいただいて、そこを入れさせていただくということでよろしいでしょうか。

【早川メンバー】 例えの話なんですけれども、先ほどのあり方とか目的の部分に関連することなんですけれども、今度療育・教育の総合センターをつくるという、本当に大きい意味での目的は、0歳から18歳まで支援するという、非常に大きな問題があります。0から18歳というと当然学齢期の部分が入りますので、そこで例えば目的のほうに教育との連携ということ例えば入れておけば、後で細かく入れなくてもそこはよかったりもするのかなというところで、あまり具体的にそんなに細かく書いてもまだ詰まってない部分もあるので、そういう後の部分で細かくよりも大きくドーンと前に書くということもあるのかなと思います。

【伊達障がい福祉課係員】 書き方なんですけれども、いろいろな切り口があると思います。例えば、12ページのところの重点的に取り組む事項については、センターのメインである相談

機能、療育機能、医療の連携、その3つの切り口でまとめさせていただいておまして、それぞれ相談機能の中に教育との連携ともちろん入っていますし、療育機能のところでもたまたま教育との連携、両方にかかわることですので2つ入れておきます。別の切り口で言うと、11ページのところに基本的な考え方というところ、またここは別の切り口で大きく基本的なところを考えていますので、もしその別の、例えば教育の連携という切り口でいうならば、基本的な考え方とところに大きく出すというのも1つのやり方かなとは思いますが。

【和田福祉部長】 2番のところでは、相談機能、療育機能、医療連携というテーマで括らせていただいていますので、基本的な考え方になるのかなと思いますので、一番目の基本的な考え方の部分で、教育との連携という部分を少し記述を充実するということがいかがでしょうか。それから、先ほどの役割分担等については表現を見直しさせて、ということで。よろしゅうございますか。

【新倉障がい福祉課長】 小川アドバイザー……。

【小川基本構想アドバイザー】 教育との連携は大体こういうのには何でも書いてあるんだけどもうまくいった試しがないという。まずそうなってるとは思うのですね。基本的な考え方に、1項足しますか。

【和田福祉部長】 対象年齢の拡大はなおさら、一層教育との連携が必要が出る、関連が出てくる。

【小川基本構想アドバイザー】 項目出しすると、少し重いかなという気も、これからやる事業に何かあまりネガティブな言い方もあれなんですけれども、教育との連携を1項出しするとなかなかそれを具体的にしていくというのは、やはりやってみないとわからないという部分が多分にあるので、例えばこれで1、2、3みたいにするのは少し厳しいかなという感じはしますが。1と2の中の言い方を少し変えていくぐらいであれば。

【和田福祉部長】 いま1のところ、保健、医療、福祉、教育との連携、フルメニューで連携を記載しているところなんです。ここを少し……。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね。

教育との連携って、多分皆さんが期待されているところはよくわかるんですけども、具現化をどうするかというところ、研究所の立場もあるだろうし、当然事務局さんの立場もあるだろうし、そういう中でももちろん福祉のほうの立場という言い方はおかしいですけども、

それぞれ固有にやらなければいけない仕事も当然ある中で、そこをどうやっていくのかという
と、やはり本当にほかの例を真似するというよりもやはり逗子としてどうやっていくのかとい
う、本当にそういうことなのではないかなというふうに思うのですね。相当手探り状態の部分
というのも多分にあるかなというふうに思いますので、連携という言葉を強調しておくとい
うのはいいんですけど、あまり逆に具体性を求めて、これに記載していこうとすると、少しそ
こまで求め切れなかなというところもありますし、あまりアドバルーンを上げて、後でボロ
が出てもというようなことも含めると、基本的な考え方等に触れておいて、あまり教育との連
携については細かい記載を入れていかないというほうがいいのかないかなという気は私もします。

もう1つ難しいのは、ここで役割分担ということを入れた、これは強調しないようにしま
すけれども、やはりそれはそれぞれ固有にやらなければいけないことは必ずあると思うのです
ね。オーバーラップするということは逆にそれぞれ固有にやらなきゃいけないことをきちんとや
れているということが前提のオーバーラップということになると思うので、そういう意味で、市
民の皆さんの理解を含めて、一定程度の役割分担というのはむしろきちんとしなければいけ
ないのではないかなというふうには思います。ただそれは今後具体的なところを詰めていく中
で、その役割分担、固有の、きちんとやらなければいけないこととこのそれぞれのしなければ
いけないことの詰めみたいなことをしていくことで、間に合うかなというか、その中ででき
るかなというふうにも思いますので、でしたらここであえて役割分担を強調しなくてもいい
かなというふうにも思います。一応そんな感じで……。

【和田福祉部長】 いかがでしょうか。療育と教育の連携ができれば日本で初になるのでは
ないかと、いろいろな多分できない理由、なかなかできない理由がそれぞれあるという中で、あ
くまで原理主義で出すか、あるいはこれからもちろん基本的なスタンスはある中で、連携をす
るための手法、手段というのは多分今確定できることではない。これからやりながら、何が
いかと積み上げていくものだと思いますので、そういうことも踏まえた記述にやはりする必要
がある。

【小川基本構想アドバイザー】 所長がおっしゃったように、18歳までやるよということは、
もう必然なんですね。教育との連携というのは。だからその必然をどこまで逆に変に強調し
ていくのかという、まず強調すべきは18歳までやりますよということが大前提であって、だ
とすれば当然教育との連携もしなければいけないよね、というロジックのほうが、あまり最初から

連携をしますという、連携が目的性になるよりも、18歳までやりますというところを目的としつつ、ではどうやってやるのといったときに、連携は当然必要ですという形のほうがいいのかなという気はします。

【和田福祉部長】 あと連携というのはそもそも役割分担ですよ。そこがはっきりしないと連携できないというのがあるものですから、裏腹といいますか、そういうところは確かにあると思うのですが。ただ、あえてここだけ書く必要はないというところは確かにそのとおりだと、所長のおっしゃるとおりだなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 全体の大きなとらえ方としては、4ページの3階部分の教育研究所と連携をしつつ支援を展開していきます、というのが、全体として進めていきますという記載をさせていただいているのとらえていただけるとありがたいかなと。

【小川基本構想アドバイザー】 建物的な言い方ではなくて、機能的な言い方にすれば、もう少しそこら辺の主旨がわかるのではないですか。どちらかというと3階部分のという建物的な記述になっているので、教育研究所という機能としての連携というふうになれば。

【新倉障がい福祉課長】 その辺も踏まえて、見直しをさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【小林メンバー】 16ページの図のところ、少し細かいですが、18歳でこども発達支援センターの利用が終了しますというときに、相談支援事業所というふうになっているんですが、相談支援事業所としてもなるべく早い段階から、だからここで引き継ぐというよりか、そういう人もいるということですかね、そうすると。恐らく、児童発達、放課後デイとか使われている方は相談支援事業所に引き継ぐ、相談支援事業も一緒に支援機関に引き継ぐということなので、引き継ぎ先は支援機関とか。

あとはさらにもっと細かいんですけど、親御さんがこれを見られたときに、発達障害とか精神障害を含むとなると、パッと見たときに、高校終わって就労かみたいな形に見えちゃうんですけども、かなりの確率で進学しているんで、一番下の四角の丸の中に、就労支援機関、一般就労、進学先とか入れておくと、多少気持ちの面でもそういったことの支援の引き継ぎができるのかなというふうに。

【雲林障がい福祉課係長】 必ずしも法定給付、児童発達支援とか、放課後等デイサービスとか法定給付を使っているお子さんだけではないので、ただわかりやすくするために、相談支援

事業所、縦にずっと続くものと、御指摘いただいた相談支援事業者など、支援機関等へ引き継ぎと少しくっつけて、相談支援事業所からまた18歳以降も引き続きほかの支援機関につないでいきますというような記載をしてわかりやすくさせていただきたいと思います。

【小川基本構想アドバイザー】 この意味合いは、18歳でパタッと終わっちゃうわけではないという、逗子市としては、18歳で「はい、おしまい」ではなくて、その後も今度は次の段階がありますよ、ということの意味したいということなので、少しこういうふうになればその辺が理解できるかなと。

【和田福祉部長】 いずれにしても市民の方が見てわかりやすくしなければいけないということで、結構それが難しいんですけども、少しもう一回練り直して、御意見を踏まえて。

【鈴木メンバー】 カタカナの言葉で、パブリックコメントを求める、レスパイトとか、ワンストップというのは最近流行りですけども、何を指しているのかわからないので、丁寧にやるのであれば用語の意味を、コンサルテーション、スーパーバイズというのわかる言葉でしょうか。あとプレという言葉もわかっているようで、皆さんに見ていただくのだったら用語解説をするとより丁寧に作ったという印象を与えるのではないのでしょうか。

あと13ページの3-1の(1)の③のこの文章がスーッと入ってこないんですけども、保護者が揺れ動いて、いろいろな段階でも相談を、多様な相談を受けますよという意味だと思っておりますけれども、揺れ動いている段階、気持ちが揺れ動いているということですよ。もしくは子育てが初めて、何もわからない段階、何もわからないというのはよくわからない。それから、その次は障がい意識することなく、というのは多分障がい意識する前の段階からもという意味ですよ。障がい意識することなくというと、意識して相談する人もいるし、そうじゃない人もいるしということと、特に言わんとしていることは障がい意識する前の段階からも相談できるようなという、そういう主旨かなと思ったんですけども、今みたいに直したほうがより丁寧に伝わってくるかなという印象を持ちました。

今の私の発言で混乱を与えちゃった……。

【小川基本構想アドバイザー】 保護者が揺れ動いている段階、もしくは子育てが初めてでよくわからない段階から、障がい意識する前の段階からなどに追記したほうがいいと思うのですが。

【鈴木メンバー】 今のお話はこういう主旨なんですか。例えば障がいがないから相談で

きないとかいう話ではなく、幅広く一般に子育てについての困り感のある方は相談を受け付けますよという主旨なんですか。それとも何かその段階に意味が。

【早川メンバー】 幅広くと。

【鈴木メンバー】 だったらそういうふうにさらっと言っちゃったほうが、段階の説明をしちゃうと余計わかりづらくなるので、障がいの有無に関係なくとか、あるいは一般的に子育てに困り感のある方はすべてというような書き方のほうがストレートかなという感じもしますけれども。

【小川基本構想アドバイザー】 そこは若干微妙ですね。本当の一般の子育て相談、要するにそれはどう市民の方が読み解くかというところもあるとは思いますが、正直、そこをどうするかというのは、言い切っちゃってもいい部分もなくはないと思うのです。やりますよというふうに言い切っちゃっていい部分もあるとは思いますが、そもそもそこをどこまで踏み込むか。少し微妙なところですかね。要するに障がいがない、もう全般やりますよという言い方になるのかとなると、今度は逗子のほかの事業との関係性も出てくるのではないかなというふうに思うので、こども発達支援センターとっていれば大体御理解いただけるかなというふうに思いつつ、ですね。

【新倉障がい福祉課長】 ずっと読んでいただくと発達に関する相談ということなので、一般の子育ての相談というのは違うというのがわかっていただけるかとは思いますが、そういった相談も来ればいったんは受け止めて、その相談だったら、こちらのほうへという御案内ができるような、そういう機能、そこまではここではしたいなとは思いますが、その段階という言葉が少し、少しわかりにくいというか、適切、うまくストンと落ちてこないというようなことがあるのかと思いますので、この表現については意味合いがそんなに変わらないように、児相の鈴木様からいただいた意見を踏まえて少し考えさせていただくということでもよろしいですか。

【和田福祉部長】 市のほうの子どもの相談と言いますと、まず子育て支援センターというのがございます。それから、市のほうで、子ども相談員というのを配置しております。子育て支援センターは、子どもを遊ばせながら、少し相談したいな、気軽に相談したいなという主旨で設置をしています。今回のこの相談が、ワンストップというところで、恐らく子育ての困り感という部分がある方のワンストップというイメージではあります。

ただ、そういう方が子育て支援センターに行ってもいいわけですし、チャンネルとしては持っていて別に構わない話なのかなと、多いほうがむしろいいのかなとは思っていますが、いずれにしても入口で相談者を切り分けるということはしないような主旨でやっていきたいということでございます。

【新倉障がい福祉課長】 いかがでしょうか。

【中村メンバー】 前回、トイレのことにこだわらせていただいて、トレーニングトイレができてよかったなと思っているところなのですが、先ほど角野先生もおっしゃられていましたけれども、専門医の先生が嘱託医としてというところで、15ページの3-3のところに、医務室において、診察というんでしょうか、あるいは検査をなさるんでしょうか、わからないんですが、医務室でやるという、事務室の奥の医務室なのかなと。

そうすると例えば途中で加減の悪くなるお子さんが結構いらっしゃるんですよね、活動中に。熱射病のようになってみたりとか、脱水のようになってみたり、いろいろなことがあります。そうすると少し横にしてあげる場所は、この建物の中にあるのかしらと思ったときに、活動の場以外に、そうすると私は医務室かなというふうに思ったんですけど、その医務室ではなく、ここは普通に考えると診察に当たる診察室に近いものを医務室としてイメージされているのか、その辺を少し。

【新倉障がい福祉課長】 診察室にかわる医務室というイメージで、今回は記載させていただきました。医師常駐ではないので、それは臨機応変な対応もできますし、具合が悪くなるお子さんもいらっしゃることはあるかと思えますけれども、それも常時ではないでしょうし、その医師が診断をする時間も常時ではないということで、バッティングする場合はどこかで対応ができるように、それはやりながら工夫をさせていただければと思っています。

【角野アドバイザー】 今、中村さんの御発言を聞けば、多少多目的に使えるということになると、これは医務室は奥ではなくて手前のほうがいいです。縮尺が書いてないから、どのくらいの広さなのかわからないんですけども、でもそういう形からすれば逆にさせていただいたほうがいいのかも说不定。

【小川基本構想アドバイザー】 先生のお立場だとそうなのかもしれませんけれども、前回にお示ししたときに1階に相談室がなかったんですね。やはりそれほどまだお気持ちが決まらないというか、という状況の方がいらっしゃって、少しお話を聞きましょうかというときに、で

きるだけそういう意味では、アクセス性がいいところで、相談もしたいということで、相談室をこちらに設けているところなんで、ただそれも常時じゃないとすると、ここの医務室、相談室というのは便宜的に書いてありますけれども、この辺はユーティリティに使わせていただくというふうなことで。

【角野アドバイザー】 それでよろしいかと思えますので。

【小川基本構想アドバイザー】 多分、今後、行政的に改修計画を立てたときには部屋の名前をつけなきゃいけないと思えますので、必ずやはり相談室だとか医務室だとかということはネーミングとしてはつくとは思いますが、いずれもこの中でつくっていきますので。

【角野アドバイザー】 そうすると今のお話からすれば、資料室を全面的に変えてしまったほうがいいのかもかもしれませんね。

【小川基本構想アドバイザー】 ここがですね、少しその辺も検討します。

【角野アドバイザー】 資料室は資料だから、別に人の……。その辺のところ、実際の問題に、これも何も書いてないからわからないです。こういう部屋がつくられますよというアナウンスだけというふうに。

【新倉障がい福祉課長】 大きさ的には、20平米ぐらい、20から25ぐらいの広さです。

私の正面側の窓の、今傍聴の方がいらっしゃるそのちょうどラインのところとこのドアの向こう側ぐらいの広さかなというふうに。図面上のサイズ感はそのぐらいで。

【加藤メンバー】 この医務室というのは、保健室の役割になるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 保健室の役割もしますし、相談をする場所にもなるというような。

【友野メンバー】 すみません、素朴な疑問で。15ページの2の放課後等デイサービスのところなんですが、授業の終了後、または休業日というところは、これは春休みとか夏休みとかを想定して。

【新倉障がい福祉課長】 長期休暇の間を想定しています。

【友野メンバー】 はい、わかりました。

【新倉障がい福祉課長】 ここで出ているプログラムは、放課後等デイサービスが放課後の想定だけになってしまっていますけれども、長期休暇の場合は、午前からという使い方になってくるのかと思います。それを少し加えたほうが、この表だけ見ると少し、午後から……。

【友野メンバー】 そうすると児童発達支援もお休みですか。

【新倉障がい福祉課長】 場所は別の部屋が使えて、18ページを見ていただきまして、2階のイメージ図の右側の①、②の訓練室を児童発達支援で使用し、③のところを放課後等デイサービスというようなイメージで、別に考えておりますので。

【和田福祉部長】 これが駅前の構想のときは2部屋だったものですから、できなかったんですが、これで一応場所をそれぞれ設けることができるようになっていきます。

【新倉障がい福祉課長】 ほかにいかがでしょうか。

【小林メンバー】 医務室の話があって、診断そのものもしてもらえますか。

【小川基本構想アドバイザー】 診断はないです。診療所はとりません。要するに、医療的なアドバイザーという、アドバイスという言い方になります。診断等必要であればということであれば、それはそれぞれのその先生の病院に行ってくださいと。

【小林メンバー】 そこと連携ということですね。

【小川基本構想アドバイザー】 そうですね、はい。

【小林メンバー】 この13ページの（3）の正確な診断を含む医療との、というのは連携という意味ですか。

【小川基本構想アドバイザー】 そうです。あくまでもセンターの中では、医療的なアドバイス、医療面からのアドバイス、ということで嘱託のお医者さんに来ていただくというようなことになります。

【中野メンバー】 そうすると、例えば補装具とかは、また別のところへ行ってくださいということですか。それぐらいはここで見てもらう。

【角野アドバイザー】 補装具はどういう、例えば。

【中野メンバー】 車椅子の調整とか、つくる方も、小さいころからだったらね。そういうときにはここだけじゃなくて。

【角野アドバイザー】 そこまでは、やはりアドバイスしかできない。補装具とか車椅子はもう特定のところがありますよね。

【中野メンバー】 ここでできるかなと、もしできればそのほうが楽。最初つくるのはともかくとしてね。

【角野アドバイザー】 そういう出張、その日に来てくださいみたいな形のアドバイスはできません。

【中野メンバー】 医師の方が来てやってもらえるかなと期待してたんですけどもね。

【小川基本構想アドバイザー】 意見書作成は。

【角野アドバイザー】 それをまた始めると今度は別ですね。障がいの方の診療をやらなければいけないとか、診療はまた別になるんですよ。4月、去年くらいから、その前からかもしれません。

【小川基本構想アドバイザー】 医師会さんとの関係とかもあるでしょうからね。

【角野アドバイザー】 医師会じゃなくて、保険で、ここで過ごす時間が長いとそちらのほうの診察をしてもいい、診療するというのもできるし、月1にやらなきゃいけないという規定もありますよね。

【雲林障がい福祉課係長】 もともとのイメージ的には……。

【小川基本構想アドバイザー】 PT、OT訓練については、レセプト請求しませんから。そこは完全なる医療としてやるということではないんで。

【角野アドバイザー】 車椅子の調整だとか、補装具をつくる、あるいはどうするというようなことになると、やはり持っている専門医が書類をつくったりもしなければいけませんから、ここですんだとするとその専門医が呼ばなきゃいけない。だからそれは個別、それぞれのケースでやっていって、なるべくここでやれるようにということを考えていけばいいと思います。ここですするという原則はなかなか難しいと思います。それは嘱託医が考えて、御自分で補装具屋さんに来てもらって、私が証明を出しますからできますということもできる。

【雲林障がい福祉課係長】 もともとのイメージ的には、機能訓練の前後に。

【角野アドバイザー】 そうですね、全体的な様子を見て。

【雲林障がい福祉課係長】 嘱託医の先生に診ていただいて、成長に伴って体に合ってきてないねとか、そういったアドバイスをして、だったら指定医の先生に診てもらってねというアドバイスをするようなイメージなんですけど。

【角野アドバイザー】 ここでできればいいという御意見があったので、できるとすれば診察した医師がアレンジすることはできます。ここでやりましょうということではできません。

【中村メンバー】 今の関連でよろしいですか。先ほどの13ページの上の医療連携の充実というのは、①のところの診断を含む医療とのかかわりの機会を確保しますということはこの場での診断ではなくて、どこかの予約をとってもらったりとか、そういう機能もとれるということ

ですか。どういう意味を指すのでしょうか。

【小川基本構想アドバイザー】 少し気になるところがありますから、どこかお母さん医療機関を探して行ってくださいね、ではないですという意味です。そういう意味では例えば嘱託のドクターに直接会っていただく、診断ということになると私の病院に来てくださいというようなところで御紹介をするなり、もう少しダイレクト感を持つという意味です。

【新倉障がい福祉課長】 ほかにいかがでしょうか。最終の会議なので、もし何かあればお出しただいて、なるべく対応したいと思います。見ていただいて、御意見いただく方が市民の方ですので、我々少しわかったつもりで書いてしまっている部分もあるかと思しますので、そういった意味で伝わりにくいということもあるかと思しますので、市民の目線で見たいときにはどうかなというところでしたければ大変ありがたいと思います。

【小林メンバー】 1点だけ。組織体制のところ、専門職は、例えば言語聴覚士さんとか、心理士さんとかそういう。

【新倉障がい福祉課長】 今、想定しているのが、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士という専門職を想定しています。

【小林メンバー】 どこかに書いてあったのでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 そこまでは、今回はありません。

【小川基本構想アドバイザー】 嘱託医の、児精と整形、逆に消しちゃったら。嘱託医となっているので、ここだけ要するに職名というかそれが入っているので、これを逆に削れば機能的な表記になるので、整合がとれるのではないかなと思いますが。

【新倉障がい福祉課長】 児童精神科医、整形外科医のところは削除させていただいて。

ほかにいかがでしょうか。

【友野メンバー】 素朴な質問で申し訳ないんですが、16ページの図のところのイメージ図と書かれていますね、そこは、こども発達支援センターでの支援イメージ図という記載があると思うのですが、それは、療育・教育の総合センターのイメージ図という、そういう全体のイメージ図ではないのでしょうか。そういうふうなとり方を。そうしますと、上のこども発達支援センターのところ、教育研究所が入り、全体がよりわかりやすいのかなというふうに思ったんですが。この建物の療育と教育のセンターの支援のイメージ図という、そうすると連携して、ここでそういう事業を行っていますよというのがより明確にわかるのではないかなと思ったん

ですが。先ほどもどなたか少しおっしゃったと思ったんですが。

【雲林障がい福祉課係長】 こども発達支援センターの基本方針ですとか、取り組む事項ですとか、こども発達支援センターの支援、機能という流れで来ていましたので、こども発達支援センターの連携のイメージ図という図面というか、形になっているんです。

【友野メンバー】 教育研究所も入っていますし。教育がすごく後ろに、このイメージですと、こども発達支援センターがすごく全面的に出てきているという、そういうとり方でも構わないんじゃないでしょうかね。

【和田福祉部長】 研究所のフローを入れますと、機能はもっといっぱい出てきて、それは既に今の現状がありまして、あえてそれをどうしようという計画をつくっているわけではございませんので、主に療育について幾つかお示ししたコンセプトをもって総合的、教育との連携のセンターをつくらうというところで来ていて、名称がたまたま3階が研究所で、1、2階が発達支援センターということで、そこが少しわかりづらくなってしまったんですけども、基本的には療育・教育の総合センターを整理していこうというのは、このこども発達支援センターの部分なんですね、もともとは。

よりわかりやすく、研究所と一緒になるものですから、そういう意味でこども発達支援センターという名称にそこは変えさせていただいて、3階の研究所と合わせて療育・教育センターという、仮称ですが、そういう位置づけでいいのではないかという整理をさせていただいています。もともとのコンセプトはあくまで1、2階の部分についてどうしようかという部分で来ていたんですね。ですから、研究所をどうしようという議論はこれまでしてないんですね。ですから、あくまで連携先ということですよ。

【友野メンバー】 そのようなイメージでとらえればよろしいのでしょうか。

【中村メンバー】 市民感覚で少しよろしいでしょうか。友野さんよりさらに素朴な疑問になるかもしれないんですけども、題名が療育・教育の総合センターの基本構想・整備計画としてパブリックコメントが出ると、そのように思わないかもしれないので、療育・教育の総合センター、(仮称)こども発達支援センターの基本構想・整備計画にしたら何か中身と一致するのかなというふうに、今、伺って考えてしまうんですが。

【和田福祉部長】 療育・教育の総合センターを整備します、仮称ですと、ずっと市のほうとしてやってきたので、結果的にこうなったということなんです。

【新倉障がい福祉課長】 その部分は序の部分で少し説明させていただいているということで、今回は療育センターという、18歳までの療育センターというものをこども発達支援センターという仮称とさせていただいて、そこを中心にした支援のイメージで。

【和田福祉部長】 結果論としてこの建物を療育・教育の総合センターと、仮称ですがどういう名前にするか、これからの話になりますが、そういう呼称で。

これは少しかたい話をしますと、教育研究所は設置条例を持っています。今回、1、2階部分が現状は青少年会館の設置条例で位置づけられています。この1、2階部分を用途を変えて、今度はここで言う(仮称)こども発達支援センターの設置条例ということで、ここでは設置して、条例で1、2、3階部分と規定する必要はないので、通称名というわけではないんですが、この建物を療育と教育の仮称ですが、総合センターと呼んでいいのではないかというのが冒頭の説明です。

【小川基本構想アドバイザー】 少し話がずれちゃうかもしれませんが、アドバイザーとしてかかわらせていただいて、通常ですと、考え方としては、福祉のセンターをつくるというところだけで話が進んでしまうはずなんです。ただ、逗子の場合はそのプロセスでも教育と色々な話し合いをしながら進めてきているという、非常にいい形で進んでいるんですけども、どうしても進め方としては、お財布の関係もありますから、福祉のセンターを今回はつくるよということで行くというのは、そんなにおかしい話じゃないなというふうには思っています。

ただ、もう一方で、とは言え、実際のところは非常に連携をとって進めてきている。既に進めてきているというところは非常に特筆すべきことではないかなというふうに思いますので、その辺で御理解をいただければというふうに思います。

【和田福祉部長】 もともと療育・教育の総合センターというネーミングは療育と教育の連携を主眼に置いているものをつくりたいというところから名前がそこから来ているところがありまして、ではその連携のあり方については核としたものがない中で、名前だけそういうふうに来た、ここまで議論した中で、結果的には立地場所も含めて、今回のような形になったということです。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか。

今日はたくさん御意見をいただきましてありがとうございました。ほかに、もしないようで

したら、これで今回は終了させていただきたいと思います。

では、本日は本当にたくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。ところどころ修正の確認をさせていただきながら進めさせていただきましたので、これで最終的に事務局のほうでつくり直しをして、修正させていただきまして、パブリックコメントの前に皆様方には送らせていただきたいと思いますので、来週末になってしまうかもしれませんが、パブリックコメントは6月2日からを予定しておりますので、その前にお手元に着くように送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、御協力いただきましてありがとうございました。

この場で、できれば次回の日程の調整をさせていただきたいなと思います。次回はパブリックコメント終了後、その意見等をまとめた上で、7月下旬を予定したいと思っております。7月22日から25日までの間で、御都合のよろしいところと思いますが、今のところ、事務局の勝手なお願いではありますが、24日の午前中ですと会議室がとれているので、皆様方の御都合がもしよろしければ。

24日の午前中で御都合の悪い方はいらっしゃいますか。教育委員会、駄目ですね。

22日から25日の間で、駄目な方は手を挙げていただいてよろしいですか。

22日の午前中、御都合悪い方は。

22日の午後は。23日の午前中。23日の午後。24日の午後。25日の午前中。25日の午後。

そうしますと、必然的に22日の午前中ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、場所のほうは追ってまた御連絡させていただきますので、7月22日の10時からということに予定していただくということでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。